

上越市学校給食費徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月27日提出

上越市教育委員会教育長 早川 義裕

#### 上越市教育委員会規則第7号

##### 上越市学校給食費徴収規則の一部を改正する規則

上越市学校給食費徴収規則（昭和48年上越市教育委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第7条を第8条とし、第4条から第6条までを1条ずつ繰り下げる。

第3条中「前条」を「第2条」に改め、同条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

（減免）

第3条 教育委員会は、前条の規定にかかわらず、災害その他特別の事情により学校給食費の納付が困難であると認める保護者に対して、学校給食費を減額し、又は免除することができる。

附則第3項中「第4条第2項」を「第5条第2項」に改める。

附則第4項中「第5条」を「第6条」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の上越市学校給食費徴収規則の規定は、令和6年1月以後の月分の学校給食費について適用し、令和5年12月までの月分の学校給食費については、なお従前の例による。